

申し合せ事項

1. 憲法九条を守る輪を拡げる主役は市民です。このことをふまえ、会の名称は「横須賀市民九条の会」とします。
2. 会の目的は平和な世界のために、日本国憲法第九条を守る（国に守らせる）ことです。この一点で手を繋ぎ過半数世論の形成に向け、その輪を拡げます。そして、憲法が保障する平和に生きる権利が暮らしに活かされる横須賀をめざします。
3. 会は、前項の目的に賛同する個人で構成します。会の趣旨に賛同する人は誰でもこの会の会員となることができます。
4. 会員は、2項の目的に沿って、一人ひとりができる努力を行うこととします。
5. 会の役員として、代表および事務局若干名（会計、広報、その他）をおきます。
6. 会の会議として、全体会、事務局会議、および必要に応じた、その他の会議を行います。全体会は原則として1年に1回開催します。
7. 会の財政は、会員その他からのカンパ、および集会の参加費等によります。